

「農業技能測定試験」試験実施要領

2019年9月

一般社団法人全国農業会議所

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）の3（1）オ及び（2）ウに基づき定められた「特定技能」に係る試験の方針について」（平成31年2月法務省入国管理局）（以下「試験方針」という。）に従い、農業分野の特定技能1号に係る技能試験（以下「農業技能測定試験」という。）の適正な実施を確保するため、以下のとおり「農業技能測定試験」試験実施要領を定める。

1 試験概要

（1）実施主体

一般社団法人全国農業会議所（以下「全国農業会議所」という。）

（2）試験言語

試験実施国の現地語及び英語を基本とし、業務上必要な日本語能力の確認をする問題については日本語とする。

（3）実施方法

コンピュータ・ベースド・テスト（CBT）方式とする。

（注）テストセンターでコンピュータを使用して出題、解答するもので、受験者はブースでコンピュータの画面に表示される問題やヘッドフォンに流れる音声をもとに、画面上で解答する。

（4）事業年度における実施回数、実施時期及び実施場所

2019年度における日本国外での実施は、以下の各国のうち、独立行政法人国際交流基金（以下「国際交流基金」という。）が実施する国際交流基金日本語基礎テスト（以下「日本語基礎テスト」という。）の実施環境が整った国において試験を実施。

- ・原則として、2019年10月下旬～11月中旬に国際交流基金が実施予定の日本語基礎テストと同じ都市で、同日より試験を開始。

① フィリピン

- ・原則として、2020年1月又は3月に国際交流基金が実施予定の日本語基礎テストと同じ都市で、同日より試験を開始。

- ①中国
- ②ベトナム
- ③インドネシア
- ④カンボジア
- ⑤タイ
- ⑥ミャンマー

2019年度における日本国内での実施回数、実施時期及び実施場所については、全国農業会議所が農林水産省と調整の上、決定する。

2020年度以降の実施回数、実施時期及び実施場所については、全国農業会議所が農林水産省と調整の上、決定する。

(5) 受験資格者

試験日において、満17歳以上であること。ただし、国内試験を受験する者にあつては以下のアからウの全てを満たす者とする。

ア 中長期在留者（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する者をいい、「3月」以下の在留期間が決定された者、「短期滞在」、「外交」、「公用」のいずれかの在留資格が決定された者、特別永住者及び在留資格を有しない者等を除く。）であること又は過去に本邦に中長期在留者として在留していた者であること

イ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること

ウ 以下のいずれにも該当しないこと

- ① 退学・除籍処分となった留学生
- ② 失踪した技能実習生
- ③ 在留資格「特定活動（難民申請）」により在留する者
- ④ 技能実習を含め、当該活動を実施するに当たっての計画（以下「活動計画」という）の作成が求められる在留資格で現に活動中の者（その計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの、又はその計画により、当該

活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの)。具体的には、以下の在留資格に係る活動計画に基づき活動中の者

- ・「技能実習」
- ・「研修」
- ・「特定活動（日本料理海外普及人材育成事業）」
- ・「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」
- ・「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」
- ・「特定活動（インターンシップ）」
- ・「特定活動（外国人起業活動促進事業）」
- ・「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」

（６）試験実施時の注意事項

ア 試験日、試験会場、受験予約期間、受験料及びその支払方法等、受験申込みに必要な事項は、下記２（２）の業務委託先が運営する専用ウェブサイト（以下「専用ウェブサイト」という。）に掲載する。受験申込みは、原則として専用ウェブサイトからの受験予約により行う必要がある。

イ 国外試験の実施に当たっては、現地の関連法令及び規則を遵守し、実施する。

（７）合否の通知方法

試験実施後 5 営業日以内に、専用ウェブサイトにおいて、受験者が受験者名、試験名、試験日、顔写真、総合スコア、合否などの情報をスコアレポートとして取得できるようにする。

２ 試験実施体制

（１）試験問題作成体制

全国農業会議所は、試験問題を作成するため、農業経営・技術、外国人高等教育などの有識者からなる有識者委員会（以下「委員会」という。）、並びに耕種農業及び畜産農業、日本語の専門部会を設置する。

専門部会は本要領 3 から 5 までに定める内容に基づき試験問題案を作成し、委員会の確認を受け、試験問題を確定する。

（２）試験実施体制

CBT 方式及び海外での試験実施に係る業務は、CBT サービスを提供する事業者（以下「CBT 事業者」という。）に業務委託を行う。同事業者は、試験会場の手配、試験監督者等会場要員の手配、受験予約の受付、試験当日の会

場運営（受験者の本人確認を含む）、試験問題の配信など、試験に関する事務を実施する。

（3）試験の適切な運用をフォローする体制

- ・全国農業会議所は、試験の実施後に試験実施状況を農林水産省へ報告し、必要に応じて指導監督を受けるものとする。
- ・全国農業会議所は、委員会において試験結果及び事業実施状況による事業効果の検証を年1回程度実施する。
- ・全国農業会議所は、不正行為を行った者に対し、試験成績（過去に受験したものを含む。）を無効とすることといった対応をとることができる。

3 試験水準

日本国内での実務経験が3年以上の者であれば、7割程度が合格する水準（耕種農業及び畜産農業の技能実習における農業技能実習評価試験（専門級）と同等程度）

4 試験科目

試験は、学科試験及び実技試験（業務上必要な日本語能力の確認を含む）から構成し、出題範囲は以下の通りとする。また、試験時間は60分、試験問題数は70問程度（正答率等を分析するための採点対象外問題を含む）。

（1）耕種農業全般

①学科

- ・耕種農業一般
- ・安全衛生
- ・栽培作物の品種・特徴
- ・栽培環境（施設・設備・資材・機械）
- ・栽培方法・管理
- ・病虫害・雑草防除
- ・収穫・調整・貯蔵・出荷 等

②実技（イラスト・写真による判断式（CBT方式））

- ・土壌の観察
- ・肥料・農薬の取扱い
- ・種子の取扱い
- ・環境管理、資材・装置・機械の取扱い
- ・栽培に関する作業

- ・安全衛生 等

③日本語

- ・日本語で指示された農作業の内容等の聴き取り

(2) 畜産農業全般

①学科

- ・畜産農業一般
- ・安全衛生
- ・品種
- ・繁殖・生理
- ・飼養管理 等

②実技（イラスト・写真による判断式（CBT方式））

- ・個体の取扱い
- ・個体の観察
- ・飼養管理、器具の取扱い
- ・生産物の取扱い
- ・安全衛生 等

③日本語

- ・日本語で指示された農作業の内容等の聴き取り

5 合否の基準

総合得点に対し、全国農業会議所が定める判定基準点を越えていること。

6 試験の不正防止策

CBT 事業者を通じて、受験者規模に応じた適正な人数の試験監督者を配置し、試験を適正に実施する。

また、試験監督者に対する研修、試験問題の厳重な管理、パスポート等による本人確認等のなりすまし防止、持ち物検査の実施、スマートフォン等通信機能付の携帯情報端末等の管理を徹底するなどの不正防止策を講じる。

7 試験結果の公表方法

試験の実施月ごとに、実施日や実施場所等の実施概要と、受験者数、基準点到達者率等の試験結果データを、全国農業会議所が運営するウェブサイトにて公表する。

また、各事業年度終了後、法務省に対し、遅滞無く試験実施状況報告書（実施した試験の内容及び結果概要を含む。）を提出し、法務省の確認を受け、当

該報告書を公表する。

8 その他必要事項

(1) スコアレポートの有効期限

スコアレポートの有効期限は受験日から10年後とする。ただし、全国農業会議所における試験結果データの保存期限は5年間とする。

(2) スコアレポートの再発行

スコアレポートは、上記8(1)に定める試験結果データの保存期間中は、専用ウェブサイトから随時入手できる。

(3) 個人情報の保護

全国農業会議所は、農業技能測定試験の作成・実施にあたり取得した個人情報について、関係法令に基づき適切に取り扱うこととする。